

広島県告示第四百六十六号

平成二十七年広島県告示第百六十八号（広島県がん対策推進条例の規定により知事が定める施設）の一部を次のように改正する。

令和元年七月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
一・二 (略)	一 条例別表一の項の知事が定める施設は、公衆便所（条例別表一の項から三の項までに掲げる施設に付随するものを除く。）とする。 二・三 (略)